

14 高崎市における騒音被害責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成21年3月19日、群馬県高崎市の住民ら2人から、近くに住む住民1人を相手方(被申請人)として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成19年12月下旬頃の深夜に被申請人宅の風呂釜から突然大きな重低音が聞こえるようになってから、ほぼ毎晩、同時時間帯にその音が申請人ら宅内部に響き込むようになり、申請人らは寝不足に悩まされ、被申請人に対し、騒音の指摘をした。しかし、被申請人が直ちに十分な対策を行わなかったため、睡眠妨害や精神的苦痛を受け、申請人らのうち1人は顔面神経麻痺の健康被害を受け、また、申請人ら宅の防音ガラス設置のリフォームをしなければならなくなったとして、被申請人に対し治療費、リフォーム等に要した費用に慰謝料を加えた100万円の損害賠償の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成21年4月27日、申請人らから裁定申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。